

未定稿

別添資料

平成 30 年 10 月 1 日施行 生活保護実施要領等

※ 内容は調整中のものを含み、今後変更することがあります。

○ 平成 30 年 10 月 1 日施行予定分

別添資料

(政省令関係)

- 11. 生活保護法施行令（昭和 25 年 5 月 20 日政令第 148 号）の改正
【案】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 12. 生活保護法施行規則（昭和 25 年 5 月 20 日厚生省令第 21 号）の
改正【案】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 13. 生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定め
る省令（平成 26 年 6 月 30 日厚生労働省令第 72 号）の改正【案】・・・ 5

(費用返還関係)

- 14. 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成
24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護
課長通知）の改正【案】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 15. 生活保護問答集について（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援
護局保護課長事務連絡）の改正【案】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

(学習支援費関係)

- 16. 学習支援費の支給事務における学校等の関係機関との連携について
（平成 年 月 日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）【案】・・・ 25

(他制度影響関係)

- 17. 生活保護基準の見直しに伴う他制度における経過措置等の円滑な
実施に係る留意事項について（平成 年 月 日社援保発 第
号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）【案】・・・・・・・・・・・・・・ 41

(居住地特例関係)

- 18. 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日社
発第 246 号厚生省社会局長通知）の改正【案】・・・・・・・・・・・・・・ 77
- 19. 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和 38 年
4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）の改正【案】・・・・・・ 77

※資料は付属していませんが、下記の告示・通知につきましても改正・発出を予定しています。

- 20. 生活保護行政を適正に運営するための手引きについて（平成 18 年 3 月 30 日社
援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の改正【案】
- 21. 指定医療機関医療担当規程（昭和 25 年 8 月 23 日厚生省告示第 222 号）の改正
- 22. 生活保護法における医療扶助運営要領について（昭和 36 年 9 月 30 日社発第
727 号厚生省社会局長通知）の改正
- 23. 生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について（昭和 48 年 5 月 1
日社保第 87 号厚生省社会局保護課長通知）の改正
- 24. 生活保護の医療扶助における後発医薬品の促進について（仮称）（平成 年 月
日社援保発 第 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）
- 25. 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正
する法律の一部施行について（仮称）（平成 年 月 日社援発 第 号厚生
労働省社会・援護局長通知）

26. 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について（平成 27 年 3 月 27 日
社援保発 0327 第 1 号、社援地発 0327 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長、
地域福祉課長連名通知）の改正

【平成 30 年 10 月 1 日施行予定分】

**11. 生活保護法施行令（昭和 25 年 5 月
20 日政令第 148 号）の改正【案】**

政令第 号

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十五条第三項及び第四項並びに生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第七十三条及び第七十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（生活保護法施行令の一部改正）

第二条 生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第七十七条」の下に「、第七十七条の二第一項」を加える。

○ 生活保護法施行令（昭和二十五年政令第四百十八号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（負担金及び補助金算出の基礎） 第十条 法第七十三条又は第七十五条（第一項第三号及び第四号を除く。）に規定する都道府県又は国の負担及び補助は、各年度において、厚生労働大臣の定める基準に従つて市町村又は都道府県が法第七十条（第四号及び第六号から第八号までを除く。）、第七十一条（第四号及び第六号から第八号までを除く。）又は第七十四条第一項の規定により支弁し、又は補助した費用の額から、法第六十三条の規定により被保護者が返還した額、法第七十六条の二の規定に基づき支払を受ける損害賠償金、法第七十七条、第七十七条の二第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定により徴収した額（同条第一項から第三項までの規定によりその徴収する額又は返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下）の金額を徴収した場合にあつては、当該徴収した額を除く。）及び生活保護のためのその他の収入の額（法第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業（第三項第一号において「被保護者就労支援事業」という。）に係るものを除く。）を控除した精算額について行う。 2 2 4 （略）	（負担金及び補助金算出の基礎） 第十条 法第七十三条又は第七十五条（第一項第三号及び第四号を除く。）に規定する都道府県又は国の負担及び補助は、各年度において、厚生労働大臣の定める基準に従つて市町村又は都道府県が法第七十条（第四号及び第六号から第八号までを除く。）、第七十一条（第四号及び第六号から第八号までを除く。）又は第七十四条第一項の規定により支弁し、又は補助した費用の額から、法第六十三条の規定により被保護者が返還した額、法第七十六条の二の規定に基づき支払を受ける損害賠償金、法第七十七条又は第七十八条第一項から第三項までの規定により徴収した額（同条第一項から第三項までの規定によりその徴収する額又は返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下）の金額を徴収した場合にあつては、当該徴収した額を除く。）及び生活保護のためのその他の収入の額（法第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業（第三項第一号において「被保護者就労支援事業」という。）に係るものを除く。）を控除した精算額について行う。 2 2 4 （略）

12. 生活保護法施行規則（昭和 25 年 5 月 20 日厚生省令第 21 号）の改正【案】

13. 生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令（平成 26 年 6 月 30 日厚生労働省令第 72 号）の改正【案】

○厚生労働省令第 号

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十四号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成三十年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚

生労働省関係省令の整備等に関する省令

（生活保護法施行規則の一部改正）

第二条 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(厚生労働省令で定める徴収することが適当でないとき) 第二十二条の三 法第七十七条の二第一項の徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときは、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によつて、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなつたときとする。 (費用等の徴収) 第二十二条の四 法第七十八条の二第一項及び第二項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を保護の実施機関に提出することによつて行うものとする。 一 (略) 二 保護金品(金銭給付によつて行うものに限る。)又は就労自立給付金の一部を、法第七十七条の二第一項又は第七十八条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる旨 2 (略) (厚生労働大臣への通知) 第二十二条の五 (略)	(新設) (費用等の徴収) 第二十二条の三 法第七十八条の二第一項及び第二項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を保護の実施機関に提出することによつて行うものとする。 一 (略) 二 保護金品(金銭給付によつて行うものに限る。)又は就労自立給付金の一部を、法第七十八条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる旨金の納入に充てる旨 2 (略) (厚生労働大臣への通知) 第二十二条の四 (略)

（生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部改正）

第三条 生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令（平成二十六年厚生労働省令第七十二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
第六条 (略) 2 5 (略) 6 法別表第一の六の項第六号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であつた者に係る生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第六条第一項の規定により支給される生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間に関するものとする。 第七条 (略) 2 (略) 3 法別表第一の七の項第三号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であつた者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十八条第一項の規定により支給される自立支援医療費の診療報酬請求書及び診療報酬明細書並びに調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)第五条に規定する診療報酬請求書及び診療報酬明細書並びに調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書をいう。)に記載された事項に関するものとする。	第六条 (略) 2 5 (略) 6 法別表第一の六の項第六号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であつた者に係る生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第五条第一項の規定により支給される生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間に関するものとする。 第七条 (略) 2 (略) (新設)

14. 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) の改正【案】

15. 生活保護問答集について(平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡) の改正【案】

(案)

社援保発 第 号
平成 30 年 月 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長
(公印省略)

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」の
一部改正について（通知）

今般、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年〇月〇日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮をお願いします。

○「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」

(平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

改正後	現行
社援保発 0723 第 1 号 平成 24 年 7 月 23 日 都道府県 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中 核 市 厚生労働省社会・援護局保護課長 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて 生活保護行政の推進については、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。 生活保護制度は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 4 条に基づき、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としていますが、急迫の場合や資力はあるものの直ちに活用できない事情がある場合は適用され得るものです。 ただし、資力があることを確認した際は、<u>当該被保護者に対して、資力の発生時期に遡って法第 63 条に基づき費用返還を求め、加えて法第 77 条の 2 第 1 項に基づき法第 63 条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部を徴収することができる</u>としています。 また、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者、又は受けさせた者に対しては法第 78 条に基づく費用徴収を行うこととしています。 本制度は、支援が必要な人に確実に保護を実施する必要があると同時に、不正事案については、全額公費によってその財源が賄われていることに鑑みれば制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて深刻な問題であるため、厳正な対処が必要です。	社援保発 0723 第 1 号 平成 24 年 7 月 23 日 都道府県 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中 核 市 厚生労働省社会・援護局保護課長 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて 生活保護行政の推進については、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。 生活保護制度は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 4 条に基づき、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としていますが、急迫の場合や資力はあるものの直ちに活用できない事情がある場合は適用され得るものです。 ただし、資力があることを確認した際は、<u>資力の発生時期に遡って法第 63 条に基づく費用返還を当該被保護者に対して求めること</u>としています。 また、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者、又は受けさせた者に対しては法第 78 条に基づく費用徴収を行うこととしています。 本制度は、支援が必要な人に確実に保護を実施する必要があると同時に、不正事案については、全額公費によってその財源が賄われていることに鑑みれば制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて深刻な問題であるため、厳正な対処が必要です。 また、<u>平成 23 年度の会計検査院実地検査の結果、費用返還及び費用徴収の取扱いについて、一部の実施機関において本来であれば法第 78 条を適用</u>

このため、保護費、就労自立給付金及び進学準備給付金の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについては、下記の事項に留意の上、適正かつ厳格な処理に当たられるよう管内保護の実施機関に対し周知徹底いただくようお願いいたします。

記

1 (略)

2 法第 77 条の 2 に基づく費用徴収決定について

法第 77 条の 2 第 1 項及び生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 22 条の 3 に基づき費用徴収の例外となる「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によつて、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなつたとき」とは、具体的には、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかった場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等である。

3・4 (略)

5 国税徴収の例による費用徴収について

法第 77 条の 2 第 2 項では、同条第 1 項の規定による徴収金について国税徴収の例により徴収することができることとしている。また、法第 78 条第 4 項では、法第 77 条の 2 第 2 項の規定は法第 78 条第 1 項から第 3 項までの規定による徴収金について準用することとしている。これらの規定に関して、特に以下の点に留意すること。

- (1) 法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき生じる債権及び法第 78 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき生じる債権は、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 97 条第 4 号に規定する租税等の請求権に該当し、免責許

し費用徴収すべきものに対し、法第 63 条を適用し費用返還を求めている事案や返還金等の額の算定が適切に行われていなかったものなど不適切な事案が見受けられ、是正改善を行うべきとの指摘を受けているところです。

このため、保護費、就労自立給付金及び進学準備給付金の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについては、下記の事項に留意の上、適正かつ厳格な処理に当たられるよう管内保護の実施機関に対し周知徹底いただくようお願いいたします。

記

1 (略)

(新設)

2・3 (略)

4 国税徴収の例による費用徴収について

法第 78 条第 4 項では、法第 78 条第 1 項から第 3 項までの規定による徴収金は、国税徴収の例により徴収することができる旨規定している。本規定に関して、特に以下の点に留意すること。

- (1) 法第 78 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき生じる債権は、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 97 条第 4 号に規定する租税等の請求権に該当し、免責許可の決定の効力が及ばず（同法第 253 条第 1 項）、ま

可の決定の効力が及ばず（同法第 253 条第 1 項）、また、当該債権に係る債務の弁済は、同法第 163 条第 3 項の規定により、同法第 162 条第 1 項の適用を受けず、偏頗行為の否認の例外となること。

（2）（略）

（3）法第 77 条の 2 第 1 項の規定は、平成 30 年 10 月 1 日以後に支払われた保護費に係る徴収金について適用されるものであり、平成 30 年 9 月 30 日以前に支払われた保護費については本規定の対象とならないこと。

また、法第 78 条第 1 項又は第 3 項の規定による徴収金の徴収については、平成 26 年 7 月 1 日以後に支払われた保護費、就労自立給付金又は進学準備給付金についての不正受給に対して適用されるものであり、平成 26 年 6 月 30 日以前に支払われた保護費については本規定の対象とならないこと。

6 法第 78 条の 2 による費用徴収について（保護金品等との調整）

従来、法第 63 条による返還金については、保護費との調整を行う規定が存在しなかったことから、被保護者が金融機関への口座振込等を行う手間や、振込み忘れ等による返還金の回収漏れが生じるなど、被保護者と保護の実施機関の双方に負担が生じているという課題があった。

このため、法第 78 条の 2 を改正し、保護の実施機関は、被保護者が保護金品の一部（金銭給付によって行われるものに限る。）又は就労自立給付金の全部又は一部（以下「保護金品等」という。）を、法第 77 条の 2 による徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合（保護金品に関しては、申出に加えて、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めた場合）には、当該被保護者に対して保護金品の交付又は就労自立給付金の支給をする際に当該申出に係る徴収金を徴収することができることとしている（法第 77 条の 2 第 1 項に規定する「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」（2 参照）及び法第 55 条の 5 第 1 項に規定する進学準備給付金は、本取扱いの対象外であるので留意すること。）。

また、法第 78 条第 1 項又は第 3 項の規定による徴収金の徴収については、不正により受給した金銭を費消していないこと等により、それに相当

た、当該債権に係る債務の弁済は、同法第 163 条第 3 項の規定により、同法第 162 条第 1 項の適用を受けず、偏頗行為の否認の例外となること。

（2）（略）

（3）本規定による徴収金の徴収については、平成 26 年 7 月 1 日以後に支払われた保護費、就労自立給付金又は進学準備給付金についての不正受給に対して適用されるものであり、平成 26 年 6 月 30 日以前に支払われた保護費については本規定の対象とならないこと。

5 法第 78 条の 2 による費用徴収について（保護金品等との調整）

法第 78 条第 1 項又は第 3 項の規定による徴収金の徴収については、不正により受給した金銭を費消していないこと等により、それに相当する額を被保護者が有している場合には当該金銭により返還させることが可能である。しかし、不正受給した金銭を費消したうえ、引き続き保護を受給するなど当該徴収金の徴収が困難な場合があることから、法第 78 条の 2 により、保護の実施機関は、被保護者が保護金品の一部（金銭給付によって行われるものに限る。）又は就労自立給付金の全部又は一部（以下「保護金品等」という。）を、法第 78 条第 1 項による徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合（保護金品に関しては、これに加えて、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めた場合）には、当該被保護者に対して保護金品の交付又は就労自立給付金の支給をする際に当該申出に係る徴収金を控除して徴収することができることとしている（法第 63 条による返還金は本取扱いの対象外であるので留意すること。また、進学準備給付金は、法第 78 条の 2 に基づき徴収金を徴収できる取扱いの対象となっていないので留意すること。）。

本取扱いを実施する場合には、以下の事項に留意すること。

する額を被保護者が有している場合には当該金銭により返還させることが可能である。しかし、不正受給した金銭を費消したうえ、引き続き保護を受給するなど当該徴収金の徴収が困難な場合があることから、法第 78 条の 2 により、保護の実施機関は、被保護者が保護金品等を、法第 78 条第 1 項による徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合（保護金品に関しては、これに加えて、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めた場合）には、当該被保護者に対して保護金品の交付又は就労自立給付金の支給をする際に当該申出に係る徴収金を徴収することができることとしている（進学準備給付金は、本取扱いの対象外であるので留意すること。）。

本取扱いを実施する場合には、以下の事項に留意すること。

（１）被保護者からの申出について

（ア）法第 77 条の 2 に基づく徴収金の場合

被保護者による、保護金品等を法第 77 条の 2 第 1 項に基づく徴収金の納入に充てる旨の申出については、同項の規定に基づく徴収金の決定がされた際などに、別添 3（法第 77 条の 2 に基づく徴収金の場合）の様式を参考に当該申出の趣旨及び取扱いについて説明し、必要事項を記載させた書面の提出を求めること。

また、申出書の提出は任意の意思に基づくものであり、提出を強制するものではないことに十分留意し、申出後に被保護者から当該申出の取消について意思表示がされた場合は、その旨を記載した書面等の提出を求めた上で、申出の取消しを認めること。

なお、保護金品等と調整する徴収金額については、徴収金を決定した時点で、保護金品と調整する額の上限額などについて保護の実施機関から説明し、上述の別添 3 の様式に記載させるなど当該徴収金額の書面への記載を求めること。

（イ）法第 78 条第 1 項又は第 3 項に基づく徴収金の場合

被保護者による、保護金品等を法第 78 条第 1 項又は第 3 項に基づく徴収金の納入に充てる旨の申出については、保護の開始決定を行う者については保護開始決定時などの時点で、別添 4（法第 78 条に基づく徴収金の場合）の様式（申出書）を参考に、あらかじめ当該申出の趣旨及び取扱いについて説明し、必要事項を記載させた書面の提出を求めるこ

（１）被保護者からの申出について

被保護者による、保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出については、平成 26 年 7 月 1 日以後に保護の開始決定を行う者については保護開始決定時などの時点で、別添 3 の様式（申出書）を参考に、あらかじめ当該申出の趣旨及び取扱いについて説明し、必要事項を記載させた書面の提出を求めることとし、現に保護を受けている者に対しては平成

とし、現に保護を受けている者に対しては適宜、提出を求めること。

この場合、被保護者にとっては徴収金の発生や徴収金が発生した場合の金額が不明な段階で申出を行うか否か判断しがたい面もある上、申出書の提出は任意の意思に基づくものであり、提出を強制するものではないことに十分留意する必要があるが、そもそも全額公費により財源が賄われている制度にあって不正受給は許されるものではないこと、徴収金が発生した場合には当該徴収金を納付する必要があることや保護金品と調整する額の上限額などについて保護の実施機関から説明し、当該申出が行われるよう努めること。

なお、申出後に被保護者から当該申出の取消について意思表示がされた場合は、その旨を記載した書面等の提出を求めた上で、申出の取消しを認めること。

また、申出書を提出する段階では、当然に徴収金が発生しておらず、発生した場合にはじめて、当該被保護者及び保護の実施機関双方にとって、月々の保護費支給額、徴収金等を考慮した上で保護金品等から具体的に調整する徴収金額の検討が可能となると考えられる。このことから、保護金品等と調整する徴収金額については、徴収金を決定した時点で、前述の別添 4の様式に追記させるなど当該徴収金額の書面への記載を求めること。

(2) 「生活の維持に支障がない」 場合について

被保護者に対して支給された保護金品については、一般的に世帯主等に当該世帯の家計の合理的な運営がゆだねられていることから、支出の節約の努力等によって徴収金に充てる金員について生活を維持しながら被保護者が捻出することは可能であると考えられる。

具体的に保護金品と調整する金額については、単身世帯であれば 5,000 円程度、複数世帯であれば 10,000 円程度を上限の目安とし、生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）別表第 1 第 1 章及び第 2 章に定める加算（障害者加算における他人介護料及び介護保険料加算は除く。）の計上されている世帯の加算額相当分、就労収入のある世帯の就労収入に係る控除額（必要経費を除く。）相当分を、上限額の目安に加えて差し支えないものとする。（複数の徴収金について保護金品と調整する場合は、徴収金の総額に対して、上記の目安を適

26 年 7 月 1 日以後に、適宜、提出を求めること。

被保護者にとっては徴収金の発生や徴収金が発生した場合の金額が不明な段階で申出を行うか否か判断しがたい面もある上、申出書の提出は任意の意思に基づくものであり、提出を強制するものではないことに十分留意する必要があるが、そもそも全額公費により財源が賄われている制度にあって不正受給は許されるものではないこと、徴収金が発生した場合には当該徴収金を納付する必要があることや保護金品と調整する額の上限額などについて保護の実施機関から説明し、当該申出が行われるよう努めること。

なお、申出後に被保護者から当該申出の取消について意思表示がされた場合は、その旨を記載した書面等の提出を求めた上で、申し出の取消しを認めること。

また、申出書を提出する段階では、当然に徴収金が発生しておらず、発生した場合にはじめて、当該被保護者及び保護の実施機関双方にとって、月々の保護費支給額、徴収金等を考慮した上で保護金品等から具体的に調整する徴収金額の検討が可能となると考えられる。このことから、保護金品等と調整する徴収金額については、徴収金を決定した時点で、前述の別添 3の様式に追記させるなど当該徴収金額の書面への記載を求めること。

(2) 「生活の維持に支障がない」 場合について

被保護者に対して支給された保護金品については、一般的に世帯主等に当該世帯の家計の合理的な運営がゆだねられていることから、支出の節約の努力等によって徴収金に充てる金員について生活を維持しながら被保護者が捻出することは可能であると考えられる。

具体的に保護金品と調整する金額については、単身世帯であれば 5,000 円程度、複数世帯であれば 10,000 円程度を上限とし、生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）別表第 1 第 1 章及び第 2 章に定める加算（障害者加算における他人介護料及び介護保険料加算は除く。）の計上されている世帯の加算額相当分、就労収入のある世帯の就労収入に係る控除額（必要経費を除く。）相当分を、上限額に加えて差し支えないものとする。

生活の維持に支障がないとする徴収金額については、上記によるほ

用すること。)

生活の維持に支障がないとする徴収金額については、上記によるほか、領収書・レシートなど家計状況や生活状況について可能な限り把握するとともに、被保護者の同意を得た上で、当該被保護世帯の自立の助長についても十分配慮し保護の実施機関にて個別に判断すること。

なお、被保護者に収入がある場合であって最低生活費に収入を充当した結果、住宅扶助、教育扶助の全額又は一部相当額のみが保護費として支給される場合でも、当該保護費支給額が徴収金額を超えるのであれば、保護金品と徴収金を調整することができるものである。

また、納付書等により返還を求める場合には、前述の上限額にかかわらず従前の例により徴収金額を決定して差し支えない。

か、領収書・レシートなど家計状況や生活状況について可能な限り把握するとともに、被保護者の同意を得た上で、当該被保護世帯の自立の助長についても十分配慮し保護の実施機関にて個別に判断すること。

なお、被保護者に収入がある場合であって最低生活費に収入を充当した結果、住宅扶助、教育扶助の全額又は一部相当額のみが保護費として支給される場合でも、当該保護費支給額が徴収金額を超えるのであれば、保護金品と徴収金を調整することができるものである。

また、納付書等により返還を求める場合には、前述の上限額にかかわらず従前の例により徴収金額を決定して差し支えない。

生活保護法第 78 条の 2 の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書
(生活保護法第 77 条の 2 に基づく徴収金の場合)

私は、 年 月分からの保護金品等(保護費(金銭給付さ
れるものに限る。)及び就労自立給付金をいう。)より、
毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知に
よる法第 77 条の 2 の規定に基づく徴収金の支払いに充てることを申し
出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申
出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てる
ものとします。

 年 月 日

住 所

氏 名

印

福祉事務所長 殿

生活保護法第 7 8 条の 2 の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書
(生活保護法第 7 8 条第 1 項又は第 3 項に基づく徴収金の場合)

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第 7 8 条の 2 に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第 7 8 条に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払いに充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第 7 8 条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること
- 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払いに充てること

年 月 日

住 所
氏 名

印

福祉事務所長 殿

年 月 日

私は、本申出に基づき、年 月分からの保護金品等より毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知による法第 7 8 条の規定に基づく徴収金の支払いに充てるものとします。

生活保護法第 7 8 条の 2 の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第 7 8 条の 2 に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第 7 8 条に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払いに充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第 7 8 条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること
- 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払いに充てること

平成 年 月 日

住 所
氏 名

印

福祉事務所長 殿

平成 年 月 日

私は、本申出に基づき、年 月分からの保護金品等より毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知による法第 7 8 条の規定に基づく徴収金の支払いに充てるものとします。

(案)

事 務 連 絡
平成 3 0 年 月 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長

「生活保護問答集について」の一部改正について

今般、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年10月1日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮をお願いします。

新 旧 対 照 表 (案)

改正後	現 行
第 13 その他 問 13-7 返還金等の滞納処分 (問) 法第 63 条による返還金又は法第 77 条第 1 項による徴収金を納付しない者について国税滞納処分の例による徴収ができるか。 (答) 地方公共団体の歳入については、法律で特に定めない限り、強制徴収の方法を講ずることができないので、現在のところ、設問に係る返還金又は徴収金は、一般債権と同様の保全手続（これについては地方自治法、同施行令等に規定があるほか通常の民事手続が必要となる。）に従って徴収すべきものである。 <u>なお、法第 63 条の返還金のうち法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づく徴収金、法第 78 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく徴収金については、国税徴収の例による徴収が可能である。</u> 問 13-40 <u>法第 77 条の 2 第 1 項及び法第 78 条第 1 項から第 3 項までの規定</u>による費用徴収決定処分における審査請求の裁決に係る教示について (問) 市町村長が行った<u>法第 77 条の 2 第 1 項及び法第 78 条第 1 項から第 3 項までの規定</u>による費用徴収決定処分における審査請求の裁決にあたり、厚生労働大臣に対して再審査請求できる旨の教示をしてよいか。 (答) 生活保護に係る不服申立てについては、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）、及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）並びに生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）において、審査庁並びに再審査庁を規定しているところである。 <u>法第 77 条の 2 第 1 項及び第 78 条第 1 項</u>	第 13 その他 問 3-17 返還金等の滞納処分 (問) 法第 63 条による返還金又は法第 77 条による徴収金を納付しない者について国税滞納処分の例による徴収ができるか。 (答) 地方公共団体の歳入については、法律で特に定めない限り、強制徴収の方法を講ずることができないので、現在のところ、設問に係る返還金又は徴収金は、一般債権と同様の保全手続（これについては地方自治法、同施行令等に規定があるほか通常の民事手続が必要となる。）に従って徴収すべきものである。 問 13-40 法第 78 条による費用徴収決定処分における審査請求の裁決に係る教示について (問) 市町村長が行った法第 78 条による費用徴収決定処分における審査請求の裁決にあたり、厚生労働大臣に対して再審査請求できる旨の教示をしてよいか。 (答) 生活保護に係る不服申立てについては、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）、及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）並びに生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）において、審査庁並びに再審査庁を規定しているところである。 法第 78 条による費用徴収決定処分については、保護の決定及び実施に関する事務に該当しないことから、法第 66 条の適用

から第3項までの規定による費用徴収決定処分については、保護の決定及び実施に関する事務に該当しないことから、法第66条の適用はなく、行政不服審査法第6条第1項の規定に該当する場合にのみすることができるものである。 したがって、市町村長が処分庁として、<u>法第77条の2第1項及び第78条第1項から第3項までの規定</u>による費用徴収決定処分を行った場合については、同法及び他法に再審査請求を提起することができる旨の規定が存在しないことから、再審査請求を提起することができる旨の教示をする必要はない。	はなく、行政不服審査法第6条第1項の規定に該当する場合にのみすることができるものである。 したがって、市町村長が処分庁として、法第78条による費用徴収決定処分を行った場合については、<u>行政不服審査法第6条第1項に該当せず</u>、また、同法及び他法に再審査請求を提起することができる旨の規定が存在しないことから、再審査請求を提起することができる旨の教示をする必要はない。
--	---

**16. 学習支援費の支給事務における学校等の関係機関との連携について（平成
年 月 日厚生労働省社会・援護局保
護課事務連絡）【案】**

事 務 連 絡
平成 3 0 年 〇 月 〇 日

都道府県
各 指定都市 生活保護担当課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課

学習支援費の支給事務における学校等の関係機関との連携について

生活保護行政の推進については、平素から格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

学習支援費については、今般の見直しにより、支給対象をクラブ活動等に要する費用にするとともに、月単位の定額支給から、実際に要する費用に応じた実費支給に変更することとし、その支給事務については、保護の実施要領及び生活保護問答集において、クラブ活動等に必要な物品等について、学校等から提供されるパンフレットや案内等により必要な費用が事前に確認できる場合は、物品等の購入前に必要額を支給する事前給付の方法を可能としています。

この事前給付の支給事務に当たっては、日頃のケースワークにおいて生活保護受給世帯のクラブ活動等の状況を把握するよう努めていただくとともに、生活保護受給世帯に対して、クラブ活動等に要する費用が生じる場合には、できる限り事前に相談するよう助言指導を行うなど特段のご配慮をお願いしているところですが、必要に応じて、保護の実施機関から学校等に対して、学校等で実施されるクラブ活動等への参加状況等を確認する場面が想定されるところであります。

このため、学習支援費の支給事務における保護の実施機関と学校等との連携が円滑に図られるよう、文部科学省に対して、今回の学習支援費の見直し内容や、生活保護の実施機関から問い合わせがある可能性について各学校や教育委員会等へ周知いただくよう協力依頼を行い（別添 1）、それを受けて文部科学省から各都道府県教育委員会等に対して、本件について所管又は所轄の学校等に対して周知するよう通知されております（別添 2）ので、ご了知いただきますとともに、管内の実施機関に対して、この旨周知いただき、学習支援費の支給事務が滞りなく行われますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

併せて、学習支援費の支給対象は、学校で実施するクラブ活動や課外の部活動に限定されるものではなく、地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動やボランティアの一環として行われる活動も含まれることから、地域の実情に応じて、社会教育関係団体を所管する部局等にも幅広く周知いただくようお願いいたします。

社援発 第 号
平成30年 月 日

文部科学省生涯学習政策局長 殿
初等中等教育局長 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

生活保護基準の見直しに伴う教育扶助及び生業扶助の
学習支援費の取扱いの変更について（協力依頼）

生活保護基準については、社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果を踏まえて見直しを行い、本年10月1日から改定することとしています。

このうち、教育扶助及び生業扶助として支給している学習支援費については、これまで、家庭内学習費用（学習参考書や一般教養図書等の購入費用）や学校の教育活動として実施されるクラブ活動や課外の部活動に要する費用に充てるものとして、毎月一定額を生活保護世帯に支給してきたところですが、今般、制度の見直しを行い、学習支援費の対象をクラブ活動等（学校のクラブ活動や課外の部活動のほか、地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動やボランティアの一環として行われる活動も含む。以下同じ。）に要する費用に限定するとともに、これまでの月単位による定額支給から、実際にかかった費用に応じた実費支給（年度単位の上限額あり）に変更することといたしました。（詳細は、別添1の概要を御参照ください。また、別添2は、生活保護世帯に配布予定の制度見直しに関するリーフレットです。なお、これまで学習支援費の対象としていた家庭内学習費用については、生活扶助の児童養育加算において対応することになります。）

また、生活保護の実施機関における学習支援費の支給事務に当たっては、生活保護世帯の負担軽減を念頭に、クラブ活動等に必要な物品等を生活保護世帯が先に購入して領収書等の提出を受けた後に支給する事後給付の方法のみならず、学校等から提供されるパンフレットや案内等により必要な費用が事前に確認できる場合は、物品等の購入前に必要額を支給する事前給付の方法も可能にすることとしています。

このため、今後、学習支援費の支給事務に当たっては、生活保護の実施機関から学校等に対して、クラブ活動等への参加状況等の確認のために必要に応じて問い合わせをさせていただく場面が発生することが考えられます。

つきましては、今回の学習支援費の見直し内容や、生活保護の実施機関から問い合わせがある可能性について、小学校、中学校、高等学校等の各学校や教育委員会等に対して、貴省から周知をお願いいたしたく、ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

平成30年10月実施の生活保護における学習支援費の運用について

別添1

- 生活保護における学習支援費については、これまでの学習参考書の購入(※1)やクラブ活動費用(※2)として毎月定額で金銭給付していたものを、平成30年10月からクラブ活動費用の実費支給による給付として見直すこととしている。

	見直し前 (H30.9月以前) 【金銭給付 (月額)】	見直し後 (H30.10月以降) 【実費支給 (年額)】
小学校	2,630円 (年間の支給総額 31,560円)	15,700円以内
中学校	4,450円 (年間の支給総額 53,400円)	58,700円以内
高校	5,150円 (年間の支給総額 61,800円)	83,000円以内

※1 学習参考書の購入費用については、H30.10月以降、児童養育加算において対応する。

※2 ここでいうクラブ活動とは、主に学校教育活動として実施される小学校におけるクラブ活動や、中学校・高校における部活動である。

クラブ活動の範囲

- クラブ活動については、それぞれの地域や学校によって活動の差が見られることを踏まえ、学校で実施するクラブ活動だけに限定はせず、以下の要件①から③までのすべてを満たす活動についても支給対象として認める。

- ①地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動又はボランティアの一環として行われる活動であること
- ②当該活動に係る実費相当分のみを徴収する活動であること
- ③営利を目的として運営される活動ではないこと

対象費用の範囲

- ①クラブ活動にかかる道具類等の物品の購入費用、②部費、③クラブ活動に伴う交通費、④大会参加費用(参加費、交通費及び宿泊費を含む。)、⑤合宿費用(交通費及び宿泊費を含む。) など

支給手続

事前給付(あらかじめクラブ活動に要する費用が確認できる場合)

- クラブ活動に要する費用が確認できる資料(※)によって事前給付を行い、交通費や部費など領収書・レシートの取得が比較的困難な場合は、給付後の用途の確認(領収書・レシートの提出)は不要とすることを認める。
- ※ 学校からのお知らせ(クラブ活動に必要な購入品目のリスト、チラシ)やカタログ・パンフレットの提示及び交通ルートの申し出 等
- この支給に当たっては、クラブ活動への参加状況等の確認のため、必要に応じて、福祉事務所と学校・教育委員会等との連携が円滑に図られるよう、厚生労働省から文部科学省に対して協力依頼の通知を発出する。

事後給付(事前に必要額の把握が困難である場合)

- 領収書・レシートによる事後給付とすることも認めるが、交通費や部費など領収書・レシートの取得が比較的困難な場合は、被保護者からの申し出のみによって支給することを認める。

クラブ活動の加入の確認

- また、クラブ活動の加入の確認に当たっては、書面を求めることは不要とし、被保護者からの申し出のみで支給を認める。

特別基準の設定

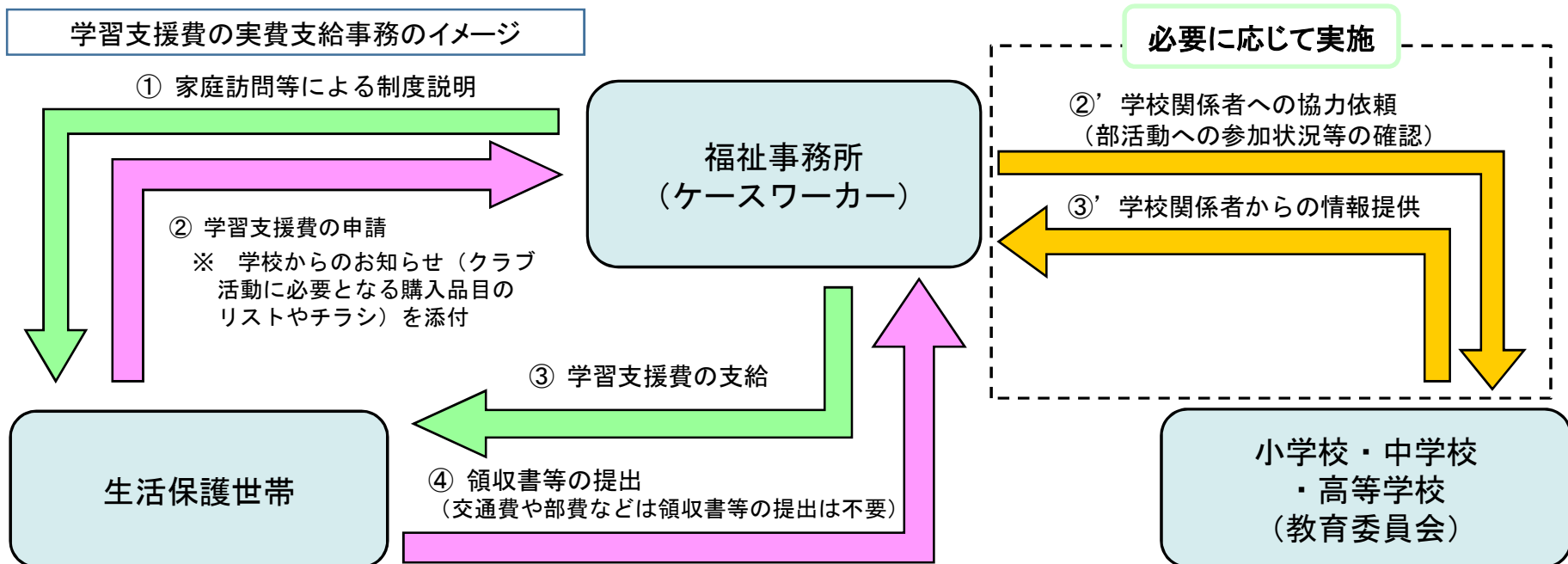
- 合宿及び大会等への参加にかかる交通費及び宿泊費が必要となる場合は、年間上限額に1.3倍を乗じて得た額の特別基準の設定を認める。

(小学校) 年額上限額15,700円以内－1.3倍→20,400円以内 (中学校) 年額上限額58,700円以内－1.3倍→76,300円以内
(高 校) 年額上限額83,000円以内－1.3倍→107,900円以内

周知方法

- 生活保護受給世帯に対して学習支援費の見直し内容がわかりやすく説明できるよう、国において見直し概要のリーフレットの例とクラブ活動費用を申請するための申出様式の例を作成し、これらのリーフレットなどを参考に福祉事務所から生活保護受給世帯に対して制度周知の徹底を図る。
- 学習支援費の申請が漏れなく行われるよう配慮するため、福祉事務所に対して、日頃のケースワークにおいて生活保護受給世帯の子どものクラブ活動の取組状況を把握するよう努めるとともに、クラブ活動に必要な費用が生じる場合は、できる限り事前に相談するように被保護者に助言指導を行うよう、通知を発出し、併せて全国会議において周知徹底する。

学習支援費の実費支給事務のイメージ



※ 施行後、個別具体事例を収集しながら、具体的な活動事例や対象費用等について適宜Q&Aを示していく予定。

※本局長通知の別添資料 1 から 4 は省略

3 0 文 科 生 第 ○ 号
平成 3 0 年 ○ 月 ○ 日

各 都 道 府 県 知 事
 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
 各 指 定 都 市 市 長
 各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
 附属学校を置く各国立大学法人の長
 小中高等学校を設置する学校設置会社 殿
 を所轄する構造改革特別区域法第 12 条
 第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
 高等専門学校を設置する各公立大学法人の理事長
 高等専門学校を設置する各学校法人の理事長

文部科学省生涯学習政策局長
 常 盤 豊

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
 高 橋 道 和

(印影印刷)

生活保護基準の見直しに伴う教育扶助及び生業扶助の
 学習支援費の取扱いの変更について（周知）

文部科学行政について、平素より格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

生活保護基準については、本年 1 0 月 1 日から改定が予定されています。

このうち、教育扶助及び生業扶助として支給されている学習支援費については、これまで、家庭内学習費用（学習参考書や一般教養図書等の購入費用）や学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）のクラブ活動や課外の部活動に要する費用に充てるものとして、毎月一定額が生活保護世帯に支給されてきたところですが、今般、制度の見直しにより、学習支援費の対象をクラブ活動等（学校のクラブ活動や課外の部活動のほか、地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動やボランティアの一環とし

て行われる活動も含む。以下同じ。)に要する費用に限定するとともに、これまでの月単位による定額支給から、実際にかかった費用に応じた実費支給(年度単位の上限額あり)に変更することとされました。(詳細は、別添1の概要を御参照ください。また、別添2の別紙1は、生活保護世帯に配布予定の制度見直しに関するリーフレットです。)

また、生活保護の実施機関における学習支援費の支給事務に当たっては、生活保護世帯の負担軽減を念頭に、クラブ活動等に必要な物品等を生活保護世帯が先に購入して領収書等の提出を受けた後に支給する事後給付の方法のみならず、学校等から提供されるパンフレットや案内等により必要な費用が事前に確認できる場合は、物品等の購入前に必要額を支給する事前給付の方法も可能にすることとされています。

このため、今後、学習支援費の支給事務に当たっては、生活保護の実施機関から学校等に対して、クラブ活動等への参加状況等の確認のために必要に応じて問い合わせをさせていただく場面が発生することが考えられます。つきましては、貴職におかれましては、このことについて所管又は所轄の学校、地域住民等による活動を主催する社会教育関係団体等、域内の市町村教育委員会に周知いただくとともに、貴職に直接問い合わせがあった場合には、必要な情報の提供を行う等、適切にご対応いただけますようお願いいたします。

なお、要保護児童生徒に対する就学援助(要保護児童生徒援助費補助金)については、従前よりクラブ活動費(クラブ活動や課外の部活動に要する費用)を補助対象費目としているところですが、今回の生活保護の制度変更に伴い、支給方法や支給時期などの運用に変更はございませんので、その支給に当たっては、引き続き、同補助金の事務処理に関する通知等を踏まえ、児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるよう十分御配慮願います。

本件に関連して、厚生労働省から、文部科学省に対して、別添3のとおり「生活保護基準の見直しに伴う教育扶助及び生業扶助の学習支援費の取扱いの変更について(協力依頼)」(社援発○第○号平成30年○月○日付厚生労働省社会・援護局長通知)が発出されているほか、生活保護の実施機関に対して、別添4のとおり「学習支援費の支給事務における学校等の関係機関との連携について」(平成30年○月○日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)が発出されていることを申し添えます。

【本件担当】

(全体について)

○生涯学習政策局

参事官(連携推進・地域政策担当)付企画係

03-5253-4111(内線3276)

(児童生徒への就学援助について)

○初等中等教育局

財務課就学支援係

03-5253-4111(内線4671)

※添付資料は省略

**17. 生活保護基準の見直しに伴う他制度における経過措置等の円滑な実施に係る留意事項について（平成 年 月 日
社援保発 第 号厚生労働省社会・
援護局保護課長通知）【案】**

社援保発〇〇第〇号
平成30年〇月〇〇日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

生活保護基準の見直しに伴う他制度における経過措置等の
円滑な実施に係る留意事項について（通知）

生活保護基準の見直しについては、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府として、できる限り影響が及ばないようにするため、全閣僚で対応方針（別添1）を確認しており、この対応方針については、生活保護基準の見直しの考え方（別添2）と併せて、既に、本年3月1日の社会・援護局関係主管課長会議等において情報提供している。

特に、今回の生活保護基準の見直しに伴い保護が廃止又は停止（以下「廃止等」という。）になる者については、他制度における生活保護受給者を対象とする給付や自己負担額の減免等についても対象でなくなる可能性があることから、これらの者の生活の維持に支障が生じることをのらないよう特段の配慮が必要である。

このため、生活保護基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度（別添3）においては、生活保護基準の見直しに伴い保護が廃止等になる者について、必要に応じて生活保護受給者に準じて取り扱うなどの措置を講じることとしている。

こうした他制度における経過措置等が円滑に行われるよう、当面の間の福祉事務所における具体的な取扱いに係る留意事項を下記のとおりお示しするのでよろしくお取り計らい願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

また、「生活保護基準の見直しに伴う他制度における経過措置等の円滑な

実施に係る留意事項について（通知）」（平成 25 年 7 月 17 日付け社援保発 0717 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）は、廃止する。

記

1. 新生活保護基準の施行に伴い保護が廃止等になる者に対する措置に係る留意事項について

（1）基本的な考え方

政府の対応方針に基づき、各制度においては、生活保護基準の見直しに伴い保護が廃止等になる者について、必要に応じて生活保護受給者に準じて取り扱うなどの措置を講じることとしている。

このため、他制度所管部局において当該措置の適用対象であるか否かを確認する事務が円滑に行われるよう、生活保護基準の見直しに伴い保護が廃止等になる世帯については、（2）の取扱いにより生活保護廃止（停止）証明書を交付することとしている。

なお、当該生活保護廃止（停止）証明書は、地方自治体において独自に行っている事業において、国の制度と同様に、生活保護基準の見直しに伴い保護が廃止等になる者を生活保護受給者に準じて取り扱う等の経過措置を講ずる場合についても用いることができることから、各制度を所管する担当部局と連携の上、適宜活用されたい。

（2）生活保護廃止（停止）証明書について

新生活保護基準の施行以前から保護を受給しており、保護の要否判定において、施行前の生活保護基準で算出した最低生活費（※1）と比較すると、世帯の収入充当額が最低生活費を下回るが、施行後の新しい生活保護基準で算出した最低生活費と比較すると、世帯の収入充当額が最低生活費を上回る（※2・3）ことになり、保護が廃止等になる世帯を対象として、別紙様式により「生活保護廃止（停止）証明書」を交付する。

この「生活保護廃止（停止）証明書」には、①新生活保護基準の施行前の最低生活費、②新生活保護基準の施行後の最低生活費及び③その世帯の保護が廃止等になる時点での収入充当額を記載した上で、対象世帯に交付することとし、保護が廃止等になった後、他制度に基づく給付や自己負担額の減免等の措置を受ける場合に、当該制度を所管する窓口当該生活保護廃止（停止）証明書を提示するよう教示すること。

※1 最低生活費には、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、介護扶助等の

ほか、国民健康保険や後期高齢者医療制度の適用を受けた場合の保険料及び自己負担額等を計上すること。

※2 新生活保護基準の施行と同時に世帯人員等に変更があった場合は、生活扶助基準の見直し以外の影響による最低生活費の変動があることから、生活保護廃止（停止）証明書に新生活保護基準の施行前の最低生活費を記載する際には、施行後（変更後）の世帯構成等に合わせた最低生活費を仮に算出し、その最低生活費を記載すること。

※3 保護の要否判定に当たっては、10月から翌年4月までの間において、冬季加算等が計上されることを踏まえ、当該期間内では保護要件となる場合であっても、当該期間外に保護否となる可能性があることに留意すること。

2. 保護の廃止等に係る判断について

新生活保護基準の施行に伴い、保護の廃止等の判断を行うに当たっては、国民健康保険や後期高齢者医療制度、介護保険、自立支援医療等の保険料や自己負担額等を負担しても、なお保護を受給せずに今後の生活を維持できるかについて十分検討を行うこと。また、保護を廃止する場合は、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第10の間12に記載されているとおり、「特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき」又は「以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」に限りすべきものであって、今般の生活保護基準の見直しに伴い、一時的に世帯の収入充当額が最低生活費を上回ったことをもって保護を廃止することのないよう充分留意すること。

3. 保護が廃止等になる時の対応について

上記2による要否判定の結果、保護が廃止等になる場合は、当該世帯に対して、保護の廃止等に伴い加入が必要となる国民健康保険（後期高齢者医療制度を含む）や国民年金等の各種社会保障制度への加入に必要な諸手続について助言指導するとともに、保険料や自己負担額の減免制度等について丁寧に説明すること。

また、これらの諸手続が漏れなくかつ円滑に進むよう、保護の実施機関から各制度の担当課に対して情報提供を行うなど密接な連携を図り対応すること。

さらに、関係機関との連携に当たっては、当該世帯の状況に応じて、

生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関につなぐなど、当該世帯に対して、保護が廃止等になった後においても継続的な支援が行われるよう留意すること。

(別添 1)「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について（対応方針）」(平成 30 年 1 月 19 日)

(別添 2) 平成 30 年 10 月以降における生活保護基準の見直し

(別添 3) 生活保護基準の見直しに伴い、直接影響を受け得る国の制度について

(参考 1) 生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12002000-Shakaiengokyoku-Shakai-Hogoka/0000191696.pdf>

(参考 2) 社会・援護局関係主管課長会議資料 (平成 30 年 3 月 1 日)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000195476.html>

(別紙様式)

生活保護廃止（停止）証明書

住 所

世帯主氏名（生年月日）

世帯員氏名（生年月日）

上記の者は、世帯の収入充当額が最低生活費を上回るため、保護が廃止（停止）となりましたが、廃止（停止）日及び保護を要しない理由は、下記のとおりであることを証明します。

記

（１）生活保護の廃止（停止）日

平成 年 月 日

（２）保護を要しない理由

世帯の収入充当額が最低生活費を上回り、保護を要しないため。

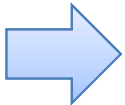
（３）新生活保護基準施行前及び生活保護廃止（停止）時の最低生活費並びに生活保護廃止（停止）時の収入充当額

新生活保護基準施行前（平成３０年９月）の最低生活費	円
生活保護廃止（停止）時（平成３０年〇月）の最低生活費	円
生活保護廃止（停止）時の収入充当額	円

平成 年 月 日
〇〇福祉事務所長

生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について(対応方針)

1. 生活保護基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度

- 
- ① 国の制度については、生活保護基準額が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とする。（就学援助、保育料の免除等）
 - ② ただし、生活保護と同様の給付を行っているような制度については、生活保護の基準の例により給付を行う。（中国残留邦人への給付等）

2. 個人住民税の非課税限度額等

（医療保険等の自己負担限度額の軽減など、非課税限度額を参照しているものを含む）

- 
- 30年度は影響は無い。
 - 31年度以降の税制改正において対応を検討
 - 非課税限度額を参照しているものは、31年度以降の税制改正を踏まえて対応

3. 地方単独事業

（例：準要保護者に対する就学援助）

- 
- 国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼

平成30年10月以降における生活保護基準の見直し

■ 一般低所得世帯の消費実態(年齢、世帯人員、居住地域別)との均衡を図り、生活扶助基準の見直し(増減額)を行う。

- ※ 夫婦子1人世帯(モデル世帯)の基準額は、一般低所得世帯の消費水準と均衡。年齢・世帯人員・居住地域別にみると、それぞれの消費実態と基準額にばらつき。
- ※ 生活保護基準部会において「世帯への影響に十分配慮」し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」と指摘されていること等を踏まえ、多人数世帯や都市部の単身高齢世帯等への減額影響が大きくならないよう、個々の世帯での生活扶助費、母子加算等の合計の減額幅を、現行基準から▲5%以内にとどめる。
- ※ 見直しは段階的に実施(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階を想定)。

■ 児童養育加算及び母子加算等について、子どもの健全育成に必要な費用等を検証し、必要な見直しを行った上で支給する。

・ 児童養育加算

子どもの自立助長を図る観点から、子どもの健全育成に係る費用(具体的には学校外活動費用)を加算。支給対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大

現行:月1万円(3歳未満等1.5万円)／中学生まで →見直し後:月1万円／高校生まで

※ 見直しは平成30年10月に実施。ただし、3歳未満等の見直しは段階的に実施(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階を想定)。

・ 母子加算

子どものいる家庭の消費実態を分析し、ひとり親世帯がふたり親世帯と同等の生活水準を保つために必要となる額を加算

現行:母子(子ども1人)の場合 平均月約2.1万円 →見直し後:平均月1.7万円

※ 見直しは段階的に実施(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階を想定)。

・ 教育扶助・高等学校等就学費

- ー クラブ活動費の実費支給化:年額61,800円(金銭給付) ⇒ 年額8.3万円(実費上限)※高校の場合
 - ー 入学準備金(制服等の購入費)の増額:63,200円(実費上限) ⇒ 8.6万円(実費上限)※高校の場合
 - ー 高校受験料支給回数拡大、制服等の買い直し費用の支給
- ※ 見直しは平成30年10月に実施。

生活保護基準の見直しに伴い、直接影響を受け得る国の制度について

項 目	生活保護基準との関係	今後の対応
難病法に基づく医療費助成	【制度の概要】難病法に基づき指定難病の患者等に医療費の助成を行うもの 【自己負担限度額の階層区分】 生活保護受給世帯等 市町村民税非課税世帯 市町村民税課税世帯 ※なお、生活保護受給世帯以外については、本来適用されるべき基準等を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準等を適用すれば生活保護を必要としない状態となる者については、境界層措置により、当該より低い基準等を適用することとしている。 【自己負担限度額】 生活保護世帯等：0円 市町村民税非課税世帯：2,500円/5,000円 市町村民税課税世帯：10,000円/20,000円/30,000円 【申請・適用】生活保護受給者であることを証する書類を添付して申請	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないよう対応する。

【別添3】

項 目	生活保護基準との関係	今後の対応
児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成	【制度の概要】児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病に対する医療費の助成を行うもの 【自己負担限度額の階層区分】 生活保護受給世帯等 市町村民税非課税世帯 市町村民税課税世帯 ※なお、境界層措置により、本来適用されるべき基準等を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準等を適用すれば生活保護を必要としない状態となる者については、当該より低い基準等を適用することとしている。 【自己負担限度額】 生活保護世帯等：0円 市町村民税非課税世帯：1,250円/2,500円 市町村民税課税世帯：5,000円/10,000円/15,000円 【申請・適用】生活保護受給者であることを証する書類を添付して申請	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないよう対応する。
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	【制度の概要】 日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患児に対し、日常生活の便宜を図ることを目的として、特殊寝台等の日常生活用具を給付するもの 【自己負担限度額の階層区分】 生活保護受給世帯等(A階層) 市町村民税非課税世帯(B階層) 所得税非課税かつ市町村民税課税の世帯(C1・C2階層) 所得税課税世帯(D1～D19階層) 【自己負担限度額】 生活保護世帯等：0円 市町村民税非課税世帯：1,100円 所得税非課税世帯(所得割の額のない世帯)：2,250円 所得税非課税世帯(所得割の額のある世帯)：2,900円 【申請・適用】生活保護受給者であることを証する書類を添付して申請	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないよう対応する。

項 目	生活保護基準との関係	今後の対応
国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護委託費	【制度の概要】 国立ハンセン病療養所等入所者の家族が置かれた特別の事情に鑑み、当該家族のうち、その生活の需要に不足分があった場合、生活保護の基準の例により、生活援護を行うもの 【対象者】 国立ハンセン病療養所等入所者の家族のうち生活困難な者 【基準】 生活保護の基準の例による。	○新たな生活保護基準を踏まえて支給を行う。
ハンセン病療養所非入所者給与金(援護加算分)	【制度の概要】 ハンセン病療養所非入所者に対し、その者の生活の安定等を図るため、給与金を支給しており、非入所者のうち生計困難のため、援護のための金銭の給付を要する状態にあると認められた者に対して生活保護の基準の例により、生活援護を行うもの 【対象者】 ハンセン病療養所非入所者のうち生活困難な者 【基準】 生活保護の基準の例による。	○新たな生活保護基準を踏まえて支給を行う。

項 目	生活保護基準との関係	今後の対応
養育医療給付事業	【制度の概要】未熟児の養育に必要な医療について、医療保険の自己負担分の全部又は一部を補助するもの 【自己負担限度額の階層区分】 生活保護受給世帯等(A階層) 市町村民税非課税世帯(B階層) 所得税非課税かつ市町村民税の課税世帯(C1・C2階層) 所得税課税世帯(D1～D14階層) 【自己負担限度額】 生活保護世帯等(A階層):0円 市町村民税非課税世帯(B階層):2,600円 所得税非課税・市町村民税課税世帯(所得割の額のない世帯・C1階層):5,400円 所得税非課税・市町村民税課税世帯(所得割の額のある世帯・C2階層):7,900円 所得税課税世帯(D1～D14階層):10,800円～全額 【申請・適用】生活保護受給者であることを証する書類を添付して申請	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないように対応する。
結核児童療育給付事業	【制度の概要】特に長期の療養を必要とする結核児童を病院に入院させ、適切な医療等の給付を行うもの 【自己負担限度額の階層区分】 生活保護受給世帯等(A階層) 市町村民税非課税世帯(B階層) 所得税非課税かつ市町村民税の課税世帯(C1・C2階層) 所得税課税世帯(D1～D19階層) 【自己負担限度額】 生活保護世帯等(A階層):0円 市町村民税非課税世帯(B階層):2,200円 所得税非課税・市町村民税課税世帯(所得割の額のない世帯・C1階層):4,500円 所得税非課税・市町村民税課税世帯(所得割の額のある世帯・C2階層):5,800円 所得税課税世帯(D1～D19階層):6,900円～全額 【申請・適用】生活保護受給者であることを証する書類を添付して申請	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないように対応する。

項 目	生活保護基準との関係	今後の対応
病児・病後児保育の利用料の免除	【制度の概要】 市町村等において定める病児・病後児保育の利用料について生活保護受給世帯や、市区町村民税非課税世帯が利用した場合には、利用人員に応じ、市町村へ補助を行う。（低所得者減免分加算） 【補助額】 ・生活保護受給世帯 5,000円×年間延利用人員 ・市区町村民税非課税世帯 2,500円×年間延利用人員 ※ 現行の交付要綱においても、「特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とする」よう、示している。 【申請・適用】生活保護受給者であることを証する書類を添付して申請	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないように対応する。
特定教育・保育施設等における実費徴収に係る補足給付事業	【制度の概要】 日用品、文房具等の購入に要する費用、及び、食事の提供に要する費用等について、市町村の定める利用者負担額とは別途、各施設事業者において実費徴収を行うことができるとされており、この実費徴収額について、低所得者世帯（生活保護世帯）を対象に費用の一部を補助する事業 【補助額】（一人あたり月額） (1) 給食費（副食材料費） 4,500円（1号認定に限る） (2) 教材費・行事費等（給食費以外） 2,500円 ※ 要綱上、対象者は生活保護受給者の他、収入その他状況を勘案し、これらに準ずる者として市町村が認めた世帯についても、対象とすることが可能 【申請・適用】生活保護受給者であることを証する書類を添付して申請	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないように対応する。

項 目	生活保護基準との関係	今後の対応
保育の措置の徴収金	【制度の概要】 保育の措置 【扶養義務者の徴収金基準額の階層区分】 生活保護受給世帯等(第1階層) 市町村民税非課税世帯(第2階層) 市町村民税所得割課税世帯(第3～8階層) ※子ども・子育て支援制度における特定教育・保育施設等の利用者負担額による 【扶養義務者の徴収金基準額】 生活保護受給世帯等(第1階層):0円 市町村民税非課税世帯(第2階層):2号認定6,000円、3号認定9,000円 ※第3階層以降も年収に応じて費用の上限額を設定 ※生活保護受給者に準ずる程度に困窮していると市町村が認める者については、0円とすることが可能	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないよう対応する。
児童入所施設への措置等の徴収金	【制度の概要】 児童入所施設等への入所又は委託の措置等 【扶養義務者の徴収金基準額の階層区分】 生活保護受給世帯等(A階層) 市町村民税非課税世帯(B階層) 市町村民税課税かつ所得税非課税の世帯(C階層) 所得税課税世帯(D階層) 【扶養義務者の徴収金基準額】 生活保護受給世帯等(A階層):0円 市町村民税非課税世帯(B階層):2,200円(1,100円) 市町村民税課税かつ所得税非課税の世帯(C階層):4,500円(2,200円)～6,600円(3,300円) 所得税課税世帯(D階層):所得に応じて9,000円(4,500円)～全額 ※()内は母子生活支援施設、自立援助ホーム又は児童心理治療施設等の通所利用の場合 ※B階層で、扶養義務者のいない世帯、母子世帯等又は障害児(者)がいる世帯の場合の負担は0円 それ以外のB階層の世帯で、特に困窮していると都道府県又は市町村の長が認めた世帯については、無料とすることが可能(助産施設を除く)	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないよう対応する。

項 目	生活保護基準との関係	今後の対応
生活福祉資金のうち要保護世帯向け不動産担保型生活資金	【制度の概要】 要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付けるもの 【対象者】 要保護の高齢者世帯 【貸付上限額】 一月の貸付上限額としては、運用上、生活扶助額の1.5倍以内を目安としているが、貸付にあたっては貸付額の償還可能性も考慮した上で決定	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないよう対応する。
介護福祉士修学資金等貸付事業	【制度の概要】 介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付けることにより、質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成確保に資する。 【対象者】 介護福祉士養成施設等に在学する者のうち、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められる者 (生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にある世帯の者に対しては、生活費加算を追加して貸与) 【貸与額の加算額】 生活費加算は生活扶助基準を参考に決定	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないよう対応する。
戦傷病者特別援護法に基づく療養手当	【制度の概要】 戦傷病者のうち1年以上の長期入院患者で傷病恩給等の年金を受けていない者に対し支給するもの 【療養手当の額】 月額30,300円 単価は、生活扶助基準の改定を参考としつつも、受給者の状況や国民の消費動向等を踏まえ個別に対応	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないよう対応する。

項 目	生活保護基準との関係	今後の対応
中国残留邦人等に対する支援給付	【制度の概要】 永住帰国した特定中国残留邦人等及びその特定配偶者の老後の生活を安定させる観点から、特定中国残留邦人等が、満額の老齢基礎年金を受給してもなお、世帯の収入が一定の基準に満たない場合、それらの者に対して、生活保護の基準に基づき算出された支援給付を支給している。 【対象者】 特定中国残留邦人等及びその特定配偶者 【基準】 生活保護の基準の例による。	○新たな生活保護基準を踏まえて支給を行う。
障害者総合支援法に基づく自立支援医療の自己負担額	【制度の概要】 障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療について、当該医療費の自己負担額を軽減するもの 【自己負担上限月額の区分】 生活保護受給世帯等 市町村民税非課税世帯かつ本人又は障害児の保護者の年収80万円以下 市町村民税非課税世帯かつ本人又は障害児の保護者の年収80万円超 市町村民税課税世帯(33,000円未満) 市町村民税課税世帯(33,000円以上235,000円未満) 市町村民税課税世帯(235,000円以上) ※なお、境界層措置により、本来適用されるべき基準等を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準等を適用すれば生活保護を必要としない状態となる者については、当該より低い基準等を適用することとしている。 【自己負担上限月額】 生活保護世帯等:0円 市町村民税非課税世帯かつ本人又は障害児の保護者の年収80万円以下:2,500円 市町村民税非課税世帯かつ本人又は障害児の保護者の年収80万円超:5,000円 市町村民税課税世帯:課税額に応じて5,000円～自立支援医療の対象外 【申請・適用】生活保護受給者であることを証する書類を添付して申請	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないよう対応する。

項 目	生活保護基準との関係	今後の対応
障害福祉サービスの利用者負担	【制度の概要】 障害者等が障害福祉サービスを利用する場合の利用者負担上限月額 【利用者負担上限月額の区分】 生活保護受給世帯等 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、利用者本人(障害児の場合はその保護者)の年収が80万円以下の方 低所得2:市町村民税非課税世帯(低所得1を除く) 【利用者負担上限月額】 生活保護受給世帯等:0円 低所得1・2:0円 ※その他、補足給付については、「生活保護」と「低所得1」とで給付額が異なる。 ※その他、医療型個別減免(施設入所者の医療費助成)については、「生活保護」と「低所得1」とで負担上限月額が異なる。 【申請・適用】生活保護受給者であることを証する書類を添付して申請	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないように対応する。
障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度	【制度の概要】 障害者等に対して補装具費を支給する場合の利用者負担上限月額 【利用者負担上限月額の区分】 生活保護受給世帯等 市町村民税非課税世帯 市町村民税課税世帯 【利用者負担上限月額】 生活保護受給世帯等:0円 市町村民税非課税世帯:0円 市町村民税課税世帯:37,200円 【申請・適用】生活保護受給者であることを証する書類を添付して申請	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないように対応する。

項 目	生活保護基準との関係	今後の対応
障害児通所・入所支援の利用者負担	【制度の概要】 障害児が障害児通所支援・入所支援を利用する場合の保護者の負担上限月額 【保護者の負担上限月額の区分】 生活保護受給世帯等 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、障害児の保護者の年収が80万円以下の方 低所得2:市町村民税非課税世帯(低所得1を除く) 【保護者の負担上限月額】 生活保護受給世帯等:0円 低所得1・2:0円 ※その他、補足給付については、「生活保護」と「低所得1」とで給付額が異なる。 ※その他、医療型個別減免(医療型障害児施設入所者の医療費助成)については、「生活保護」と「低所得1」とで負担上限月額が異なる。 【申請・適用】生活保護受給者であることを証する書類を添付して申請	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないように対応する。
障害福祉サービスの措置の徴収金	【制度の概要】 障害者に対して、行政処分として障害福祉サービスを提供する場合に、本人又は扶養義務者よりその費用の一部を徴収するもの 【障害福祉サービス(通所系サービスを利用する場合)被措置者の負担基準月額の階層区分】 生活保護受給世帯等(1階層) 対象収入額の年額区分が27万円以下の世帯(2階層) 1及び2階層以外(3～40階層) 【障害福祉サービス(通所系サービスを利用する場合)被措置者の負担基準月額の階層区分】 生活保護受給世帯等(1階層):0円 対象収入額の年額区分が27万円以下の世帯(2階層):0円 1及び2階層以外(3～40階層):対象収入額に応じて、1,000円～の額を徴収 ※その他、訪問系サービス等を利用する場合や施設等に入所しつつ通所系サービスを利用する場合も同様の段階設定 ※その他、扶養義務者が費用を負担する場合にも生活保護受給世帯等を引用した階層設定をしている	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないように対応する。

項 目	生活保護基準との関係	今後の対応
障害児入所支援の措置の徴収金	【制度の概要】 障害児に対して行政処分として障害児入所支援を提供する場合に、保護者よりその費用の一部を徴収するもの 【扶養義務者の徴収金基準額の階層区分】 生活保護受給世帯等(A階層) 市町村民税非課税世帯(B階層) 市町村民税非課税世帯かつ所得税課税世帯(C階層) 所得税課税世帯(D1～D14階層) 【扶養義務者の徴収金基準額】 生活保護受給世帯等(A階層):0円 市町村民税非課税世帯(B階層):2,200円 市町村民税非課税世帯かつ所得税課税世帯(C階層):4,500円～6,600円 所得税課税世帯(D1～D14階層):所得に応じて9,000円～最大全額徴収 ※B階層で、扶養義務者のいない世帯、母子世帯等又は障害児(者)がいる世帯の場合は0円 それ以外のB階層でも、保護者の申請に基づき、特に困窮していると都道府県又は市町村が認めた場合、負担をゼロにすることが可能	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないよう対応する。

項 目	生活保護基準との関係	今後の対応
障害児通所支援の措置の徴収金	【制度の概要】 障害児に対して、行政処分として障害児通所支援を提供する場合に、保護者よりその費用の一部を徴収するもの 【扶養義務者の徴収金基準額の階層区分】 生活保護受給世帯等(A階層) 市町村民税非課税(B階層) 市町村民税非課税のうち均等割のみ課税(C1階層) 市町村民税非課税のうち所得割が課税(C2階層) 前年分の所得税課税者(D1～D14階層) 【扶養義務者の徴収金基準額】 生活保護受給世帯等(A階層):0円 市町村民税非課税(B階層):0円 市町村民税非課税のうち均等割のみ課税(C1階層):1,100円 市町村民税非課税のうち所得割が課税(C2階層):1,600円 前年分の所得税課税者(D1～D14階層):所得税額により、2,200円～最大介護給付費等基準額までの額を徴収 ※小学校就学前児童が2人以上いる場合の減免あり	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないよう対応する。

項 目	生活保護基準との関係	今後の対応
介護保険料や高額介護サービス費等の負担額の減免	【制度の概要】 介護保険料や高額介護サービス費等の減免 【介護保険料の負担額の階層区分】 生活保護受給者、市町村民税世帯非課税かつ年金収入等80万円以下等（第1段階） 市町村民税世帯非課税かつ年金収入等120万円以下等（第2段階） 市町村民税世帯非課税かつ年金収入等120万円超等（第3段階） 本人市町村民税非課税かつ世帯に課税者がいる者で、年金収入等80万円以下等（第4段階） ※なお、境界層措置により、本来適用されるべき基準等を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準等を適用すれば生活保護を必要としない状態となる者については、当該より低い基準等を適用することとしている。 第1段階：基準額×0.45 第2段階：基準額×0.75 第3段階：基準額×0.75 第4段階：基準額×0.9 ※基準額：各市町村ごとに定める、所得段階別の保険料設定に当たって基準となる額 【高額介護サービス費の階層区分】 生活保護受給者等（第1段階） 市町村民税世帯非課税かつ年金収入等80万円以下等（第2段階） 第1、2段階以外の市町村民税世帯非課税（第3段階） 第1段階・・・個人上限額15,000円等 第2段階・・・個人上限額15,000円、世帯上限額24,600円 第1、2段階以外の市町村民税非課税世帯・・・世帯上限額24,600円 ※その他、補足給付の負担減免も同様の段階設定 【申請・適用】保護担当課からの生活保護に関する連絡票を受け、介護保険担当課で随時段階設定	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないよう対応する。

項 目	生活保護基準との関係	今後の対応
養護老人ホームへの入所措置の徴収金	【制度の概要】 養護老人ホームへの入所措置の対象となる者の基準として、 ・生活保護受給世帯であること ・市町村民税所得割非課税世帯であること ・災害その他の事情により世帯の生活が困窮していると認められることが入所要件となっている。 ※生活保護受給世帯と市区町村民税非課税世帯との間で、取扱いに区別は設けていない。 【扶養義務者の徴収金基準額の階層区分】 生活保護受給者(A階層) 市町村民税非課税者(B階層) 所得税非課税者かつ市町村民税所得割非課税者(C1階層) 所得税非課税者かつ市町村民税所得割課税者(C2階層) 所得税課税者(D1～D14階層) 【扶養義務者の徴収金基準額】 生活保護受給者(A階層):0円 市町村民税非課税者(B階層):0円 所得税非課税者かつ市町村民税所得割非課税者(C1階層):4,500円 所得税非課税者かつ市町村民税所得割課税者(C2階層):6,600円 所得税課税者(D1～D14階層):9,000円以上 ※著しい不合理が生じる特別の事情がある場合には、市町村長の判断により適当な措置をとることが可能となっている。	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないよう対応する。

項 目	生活保護基準との関係	今後の対応
社会福祉法人による介護保険サービスの利用者負担額の減額	【制度の概要】 社会福祉法人によって行われる介護保険サービスを利用する場合に、自己負担の軽減を行うもの（軽減事業を実施するかは、社会福祉法人等の判断による。） 【自己負担の軽減の対象者】 ・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税であって、下記に該当する生計困難者 ①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。 ②預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。 ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 ⑤介護保険料を滞納していないこと。 【軽減の程度】 生活保護受給者：個室等に係る居住費について、自己負担額の全額 市町村民税世帯非課税であって、生計困難者：自己負担額（1割）・食費・居住費について、自己負担額の1/4（高齢福祉年金受給者は1/2） ※生活保護受給者の介護保険サービスの自己負担分（1割）、食費については、生活保護費から支給される。 【申請・適用】保護担当課からの生活保護に関する連絡票を受け、介護保険担当課で随時段階設定	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないように対応する。
国民健康保険や後期高齢者医療制度等の適用	生活保護受給者は医療扶助の給付が行われているが、生活保護受給者でなくなると、国民健康保険等の被保険者となり、保険料、自己負担額を支払うこととなる。	○福祉事務所において、生活保護の停廃止を検討する際には、低所得者に適用される保険料・自己負担金等を負担してもなお、今後の生活を維持できるか十分配慮するよう、改めて周知する。

項 目	生活保護基準との関係	今後の対応
国民健康保険に係る災害等の場合の自己負担額の減免	【制度の概要】 国民健康保険制度において、基準に該当する生計困難者等に対して自己負担額の減免を行うことができることとされており、減免に要した費用の2分の1を国が財政支援 【基準】 災害により資産に重大な損害を受けたことや、事業・業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したこと等により、以下のいずれにも該当することとなる世帯に対し、一部負担金の減免を行った場合 ・世帯の収入が生活保護法の生活扶助・教育扶助・住宅扶助についての生活保護基準額の1.1倍以下であること ・世帯の預貯金が生活保護基準額の1.1倍の3ヶ月分に相当する額以下であること ※上記基準に加え、入院療養を受ける被保険者に対する療養の給付に係る一部負担金の減免であることが必要	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないように対応する。
後期高齢者医療制度に係る災害等の場合の自己負担額の減免	【制度の概要】 後期高齢者医療制度において、基準に該当する生計困難者等に対して自己負担額の減免を行うことができることとされており、減免に要した費用の2分の1を国が財政支援 【基準】 災害により資産に重大な損害を受けたことや、事業・業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したこと等により、以下のいずれにも該当することとなる世帯に対し、一部負担金の減免を行った場合 ・世帯の収入が生活保護法の生活扶助・教育扶助・住宅扶助についての生活保護基準額の1.1倍以下であること ・世帯の預貯金が生活保護基準額の1.1倍の3ヶ月分に相当する額以下であること	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないように対応する。
国民年金保険料の免除	【制度の概要】 低所得者について国民年金保険料の減免を行うもの 【免除額】 生活扶助受給者(法定免除):全額 前年の合計所得金額が基準(※)以下の者等(申請免除):全額 ※基準については住民税非課税限度額を参考に設定 【申請・適用】 ・被保険者が市町村へ届出 ・生活保護の実施機関から保護情報の提供を受けた場合は、対象者に勧奨を行う	○生活保護基準額が減額となる場合には、「法定免除」から「申請免除(全額)」に切り替わる場合があるが、手続漏れが発生しないよう福祉事務所より周知徹底を図る。

項 目	生活保護基準との関係	今後の対応
内閣府		
特定教育・保育施設等の利用	【制度の概要】 子ども・子育て支援制度における特定教育・保育施設等(幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅保育事業)の国が定める利用者負担額の上限額基準の階層区分として、生活保護受給世帯等(第1階層)、市町村民税非課税世帯(第2階層)、市町村民税所得割課税世帯(1号認定は第3～5階層、2・3号認定は第3～8階層)を採用 【利用者負担額の階層区分】 ・第1階層(生活保護受給世帯等):0円 ・第2階層 1号認定3,000円、2号認定6,000円、3号認定9,000円 ※第3階層以降も年収に応じて費用の上限額を設定 【対象者】 ・生活保護受給者 ・生活保護受給者に準ずる程度に困窮していると市町村が認める者 【申請・適用】 ・生活保護受給者であること又はそれに準ずる程度に困窮していることを証する書類を添付して申請	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないように対応する。
北方地域旧漁業権者等に対する低利融資制度についての遅延損害金の免除	【制度の概要】 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置法に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会が実施する低利融資制度において、借入後、借入者の世帯が生活保護(生活扶助、教育扶助、医療扶助等)の対象となったときは、遅延損害金を免除することができる。 【対象者】 借入者の世帯が生活保護(生活扶助、教育扶助、医療扶助等)の対象となった者 【申請・適用】 生活保護受給者であることを証する書類(生活保護費支給明細書等)を添付した遅延損害金免除申請書を申し受け、遅延損害金免除基準を適用	○現在、生活保護の対象となっている借入者がいないため、生活保護基準の見直しにより影響は生じない。

項 目	生活保護基準との関係	今後の対応
人事院		
一般職の国家公務員が刑事事件に関し起訴され休職にされたときの給与の支給	【制度概要】 一般職の国家公務員が刑事事件に関し起訴され、休職にされたときに、その期間中休職給を支給することができるもの 【休職給の額】 俸給等の100分の60以内で、公租公課、生活保護の基準、休職者の給与以外の所得及び休職者と生計を同じにする者の恒常的な所得を考慮し、各庁の長の裁量により支給額を定める。	○新たな生活保護基準を踏まえて支給を行う。
公害等調整委員会		
公害等調整委員会に調停等を申請等する際の手数料の免除	【制度の概要】 申請等を行う者が、生活保護法による保護を受けている者の世帯に属しているときは、手数料を免除 (※)申請者及び同一生計の者の前年の所得税が非課税の場合は半額免除 【対象者】 生活保護法による保護を受けている者の世帯に属している者 【申請・適用】 生活保護受給者であることを証する書類を添付して申請	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないよう対応する。

項 目	生活保護基準との関係	今後の対応
法務省		
民事法律扶助 の立替金の償 還の免除・猶予	【制度の概要】 民事法律扶助制度の趣旨に鑑み、生活保護受給者及びそれに準ずる者について、代理援助（民事裁判等手続における弁護士・司法書士費用等の立替え）・書類作成援助（裁判所提出書類の作成等費用の立替え）における立替金の償還免除・猶予を行うもの 【対象者】 生活保護受給者 生活保護受給者に準ずる程度に生計困難である者（※） 【申請・適用】 ※申込者及びその配偶者の収入・資産・資力回復困難性で判断	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないように対応する。
民事再生法第 二百四十一条 第三項の額を定 める政令	【制度概要】 給与所得者等の再生手続の特例において、再生債務者の一年間あたりの手取り収入から、「再生債務者及びその扶養を受けるべき者の最低限度の生活を維持するために必要な一年分の費用」を控除した額の二年分以上を無担保再生債権者に弁済することを条件として、再生計画案に対する再生債権者による決議の手続を省略しているところ、当該「一年分の費用」は、生活保護基準を参照して算定されている。	○既に認可された再生計画にかかる債務者については、生活保護基準見直しの影響は直ちには生じない

項 目	生活保護基準との関係	今後の対応
文部科学省		
就学援助	【制度の概要】 学校教育法に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、市町村は必要な援助(学用品費等、医療費及び学校給食費の支給等)を行うもの 【対象者】 ○要保護者(費用の1/2を補助) 生活保護受給者等 ○準要保護者(地方単独事業) 市町村(教育委員会)等が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者 【申請・適用】 ○各市町村によって異なるが、申請書を学校又は教育委員会に提出し、以下の方法で適用を判断 要保護者……生活保護受給者証明書等で確認 準要保護者…課税証明書等で収入状況を確認	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないように対応する。 ○地方単独事業として行っている準要保護者に対する就学援助については、各市町村等に対し、こうした国の取組を説明するとともに、その取組を理解した上で適切に判断するよう周知等を行う。
特別支援教育 就学奨励費	【制度の概要】 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍する幼児児童生徒の保護者に対して、生活保護基準(24年度基準)をもとに保護者の所得に応じた支弁基準(Ⅰ～Ⅲ区分)(※)を設定し、就学に必要な支援を行う。 支給費目は、交通費、寄宿舎居住に伴う経費、修学旅行費、学用品購入費 上記の支弁基準に基づき、段階的に支給費目や補助率等が異なっている。 【奨励費の金額の区分】 第Ⅰ区分 保護者等の収入額が、生活保護基準※の1.5倍未満 第Ⅱ区分 保護者等の収入額が、生活保護基準の1.5倍から2.5倍 第Ⅲ区分 保護者等の収入額が、生活保護基準の2.5倍以上 ※生活保護の基準には、生活扶助基準及び期末一次扶助の表に占める額・教育扶助基準・住宅扶助基準等を加味している。 【奨励費の費目・金額】 上記のⅠ～Ⅲ区分に基づき、交通費、寄宿舎居住に伴う経費、修学旅行費、学用品購入費について支給	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないように対応する。

項 目	生活保護基準との関係	今後の対応
幼稚園就園奨励費補助	【制度概要】 子どもが幼稚園に通っている場合に、地方公共団体が行う補助に対して国庫補助（平成29年度補助単価）（※） 【私立】（4階層区分） I 生活保護世帯・・・308,000円（保護者負担を無償） II 市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む） （年収約270万円以下）・・・272,000円 II' ひとり親世帯等・・・308,000円 III 市町村民税所得割課税額77,100円以下世帯 （年収約360万円以下）・・・139,200円 III' ひとり親世帯等・・・272,000円 IV 市町村民税所得割課税額211,200円以下世帯 （年収約680万円以下）・・・62,200円 （※）いずれも第1子の額 【対象者】 生活保護世帯等、上記補助単価のとおり 【申請・適用】 生活保護受給証明書を添付しての申請等、詳細は実施市区町村による	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないよう対応する。
私立高等学校等授業料減免	【制度の概要】 私立高等学校等が生活保護世帯や家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対し授業料減免措置を行い、都道府県がその減免額に対して助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の1/2以内を補助 【対象者】 生活保護世帯等 【申請・適用】都道府県において規定	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないよう対応する。

項 目	生活保護基準との関係	今後の対応
高校生等奨学給付金	【制度の概要】 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援(国庫負担1/3) 【対象者】 生活保護受給世帯、非課税世帯 【申請・適用】 生活保護受給者であることや非課税世帯であることを証する書類を添付して申請	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないよう対応する。
専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業	【制度の概要】 意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により、修学を断念することがないよう、経済的支援及び修学支援アドバイザーによる修学支援を行い、施策効果等に関するデータを継続的に収集し、分析・検証を行うことを通じて、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進める。 【対象者】 勉学に対する意欲がある生徒のうち、以下のいずれかの要件に該当する者 ア 生活保護世帯の生徒 イ 個人住民税所得割額非課税世帯の生徒 ウ 所得税非課税世帯の生徒 エ 保護者の倒産、失職などにより家計の急変した世帯の生徒 【支援金額】 専門学校が実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内の額。ただし専門学校が学則等で定める授業料の4分の1を超えない額を上限とする。 【申請・適用】 生活保護受給対象者であることや非課税世帯であることを証する書類を添付して申請	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないよう対応する。

項 目	生活保護基準との関係	今後の対応
特許庁		
特許料金(特許料・審査請求料)等の減免措置	【制度の概要】 以下の要件を満たす者について、産業財産権関係料金の減免措置を行っている。 ＜特許法＞ ①生活保護を受けている者・・・審査請求料、特許料(1年から3年)を免除、特許料(4年から10年)を1/2軽減 ②市町村民税非課税者・・・審査請求料、特許料(1年から3年)を免除、特許料(4年から10年)を1/2軽減 ③所得税非課税者・・・審査請求料、特許料(1年から10年)を1/2軽減 ＜実用新案法＞ ①生活保護を受けている者・・・技術評価請求料、登録料(1年から3年)を免除 ②市町村民税非課税者・・・技術評価請求料、登録料(1年から3年)を免除 ③所得税非課税者・・・技術評価請求料を1/2軽減、登録料(1年から3年)を3年間猶予	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないよう対応する。

項 目	生活保護基準との関係	今後の対応
国土交通省		
独立行政法人 自動車事故対 策機構による生 活資金の貸付 け	【制度の概要】 保護者が自動車事故により死亡した者又は重度の後遺障害が残ったため生活困窮となった家庭の子弟（義務教育終了前の児童）に対し生活資金の貸付けを行っている。 ※貸付対象保護者の範囲（生活困窮状況） ①生活保護受給者 ②生活保護法の要保護者 ③所得税を納付していない者 ④市町村民税を納付していない者又は市町村民税の均等割のみ納付している者 ⑤国民年金の保険料の納付を免除されている者 ⑥児童扶養手当の支給を受けている者 ⑦生活福祉資金の貸与を受けている者 ⑧市町村教育委員会から就学援助を受けている者 ⑨①から⑧までに掲げる者に準ずる生活状態にあると認められる者 【対象者】 保護者が自動車事故により死亡した者又は重度の後遺障害が残ったため生活困窮となった家庭の子弟（義務教育終了前の児童） 【申請・適用】 ①生活保護を受けている者については、福祉事務所長が発行する生活保護を受けていることを証する書面又は既に発行されたもので現に保護を受けていることが立証できる場合は、その写し ②要保護者については、福祉事務所長が発行する要保護者であることを証する書面	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないよう対応する。
公共用飛行場 周辺における航 空機騒音による 障害の防止等 に関する法律に 基づく住宅防音 工事補助	【制度の概要】 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づき、生活保護受給者等が住宅の防音工事を実施する際の空気調和設備工事について国と地方公共団体とで85/100の補助率で補助金を交付。また、被保護者等が空気調和機器の更新工事を行う場合は、国と地方公共団体とで95/100の補助率で補助金を交付 【対象者】 生活保護受給者又は特定中国残留邦人等のうち、支援給付を受けている者若しくは、特定中国残留法人等の属する世帯において当該中国残留邦人等の配偶者があるものが死亡した場合における当該配偶者が住宅の所有者等である場合の住宅 【申請・適用】 補助事業者である地方自治体においては、生保担当部署にて確認。（独）空港周辺整備機構においては、申請者に受給証明書を提出させて確認	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないよう対応する。

項 目	生活保護基準との関係	今後の対応
公共用飛行場 周辺における航 空機騒音による 障害の防止等 に関する法律に 基づく生活保護 等世帯空気調 和機器稼働費 補助金交付	【制度の概要】 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づき、生活保護にかかる各種扶助を受けている世帯を対象に、国の補助を受けて設置された空気調和機器の稼働費について国と地方公共団体とで補助金を交付 【対象者】 生活保護にかかる各種扶助又は中国残留邦人等にかかる支援給付を受けている世帯 【申請・適用】 交付する地方自治体の生保担当部署にて確認	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないよう対応する。

項 目	生活保護基準との関係	今後の対応
防衛省		
住宅防音事業 (空気調和機器機能復旧工事)	【制度の概要】 生活保護受給者等が空気調和機器機能復旧工事を行う場合は、10/10の補助率で補助金を交付 【対象者】 住宅防音工事実施済住宅を所有又は同住宅に居住する被保護者等 【申請・適用】 被保護者等であることを証する書類を添付して申請	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないよう対応する。
空気調和機器稼働事業	【制度の概要】 住宅防音工事済住宅に居住する生活保護受給者等を対象に空気調和機器稼働事業の補助金を交付 【対象者】 住宅防音工事済住宅に居住する被保護者等 【申請・適用】 被保護者等であることを証する書類を添付して申請	○生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないよう対応する。

(注)個人住民税の非課税限度額については、平成30年度分の課税には影響はなく、平成31年度以降の税制改正において対応を検討

- 18. 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）の改正【案】**
- 19. 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）の改正【案】**

(案)

社 援 発 第 号
平 成 3 0 年 月 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年10月1日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう配意されたい。

○「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知）

改正後	現行
社 発 第 ２ ４ ６ 号 昭和３８年４月１日 都道府県知事 各 殿 指定都市市長 厚生省社会局長 生活保護法による保護の実施要領について 標記については、保護基準の第１９次改正に伴い、昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和３６年４月１日社発第１８８号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。 なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月厚生省告示第１５８号）をいい、また「次官通達」とは、昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通達をいう。 おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。 また、本通知は地方自治法（昭和２２年法律第６７条）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準であることを申し添える。 第１ （略） 第２ 実施責任 １～７ （略） ８ <u>保護を受けていない介護老人福祉施設の入所者、又は有料老人ホーム、養護老人ホーム若しくは軽費老人ホーム（いずれも特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を行うものに限る。）の入居者から保護の申請があった場合のその者に対する実施責任は、当該施設所在地を所管する保護の実施機関にあるものとする。ただし、第１の規定により出身世帯と同一世帯と認定されるべき場合は、この限りでないこと。</u> ９・１０ （略）	社 発 第 ２ ４ ６ 号 昭和３８年４月１日 都道府県知事 各 殿 指定都市市長 厚生省社会局長 生活保護法による保護の実施要領について 標記については、保護基準の第１９次改正に伴い、昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和３６年４月１日社発第１８８号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。 なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月厚生省告示第１５８号）をいい、また「次官通達」とは、昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通達をいう。 おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。 また、本通知は地方自治法（昭和２２年法律第６７条）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準であることを申し添える。 第１ （略） 第２ 実施責任 ８ 保護を受けていない介護老人福祉施設入所者から保護の申請があった場合のその者に対する実施責任は、当該施設所在地を所管する保護の実施機関にあるものとする。ただし、第１の規定により出身世帯と同一世帯と認定されるべき場合は、この限りでないこと。

(案)

社 援 保 発 第 号
平 成 3 0 年 月 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長
(公印省略)

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の
一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年10月1日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮をお願いします。

○「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和３８年４月１日社保第３４号）

改正後	現行
社 保 第 ３ ４ 号 昭和３８年４月１日 都道府県 各 民生主管部（局）長 殿 指定都市 厚生省社会局保護課長 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて 第１ 世帯の認定（略） 第２ 実施責任 問１～問６（略） 問７ 被保護者が<u>軽費老人ホーム</u>に入所した場合、<u>軽費老人ホーム所在地</u>をその者の居住地とし、その者に対する保護の実施責任は、<u>軽費老人ホーム所在地</u>を所管する保護の実施機関が負うこととなるのか。 答 <u>（１）軽費老人ホームのうち、特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を行うものに入居する者については、従前の保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこととなる。</u> <u>（２）（１）以外の軽費老人ホームに入居する者については、当該軽費老人ホーム所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うこととなる。</u> <u>（３）（１）と同様の取扱うものとしては、平成１８年３月３１日以前から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助を行う住居があり、（２）と同様の取扱うものとしては、身体障害者福祉ホーム、精神障害者ホーム、知的障害者福祉ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等がある。</u> 問８（略） 第３～第１１（略） 第１２ 調査及び援助方針 問１・問２（略） 問３ 局長通知第１２の１の（２）のＡにいう「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等」の施設には、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）以外にどのようなものがあるのか。 答 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及び共同生活援助（障害者のグル	社 保 第 ３ ４ 号 昭和３８年４月１日 都道府県 各 民生主管部（局）長 殿 指定都市 厚生省社会局保護課長 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて 第１ 世帯の認定（略） 第２ 実施責任 問１～問６（略） 問７ 被保護者が<u>ケアハウス</u>に入所した場合、<u>ケアハウス所在地</u>をその者の居住地とし、その者に対する保護の実施責任は、<u>ケアハウス所在地</u>を所管する保護の実施機関が負うこととなるのか。 答 <u>お見込みのとおりである。</u> <u>なお、同様の取扱いとしては、身体障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等がある。また、平成１８年３月３１日以前から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助を行う住居に入居している者については、従前の保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこととなる。</u> 問８（略） 第３～第１１（略） 第１２ 調査及び援助方針 問１・問２（略） 問３ 局長通知第１２の１の（２）のＡにいう「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等」の施設には、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）以外にどのようなものがあるのか。 答 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及び共同生活援助（障害者のグル

ープホーム）並びに<u>養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（いずれも、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を行うものに限る。）</u>であって、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）と同程度の支援体制が整っている施設であること。 この判断に当たっては、次のすべての事項を満たしていることに留意された上で、毎年度体制状況の確認を行うこと。 1 夜勤職員が常駐している等、昼夜の時間帯を通じて支援体制が整っている。 2 当該施設の監督庁に意見を聴取し、当該施設が法令を遵守していることが確認できる。 3 医療機関等の関係機関との協力体制が整っている。	ープホーム）であって、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）と同程度の支援体制が整っている施設であること。 この判断に当たっては、次のすべての事項を満たしていることに留意された上で、毎年度体制状況の確認を行うこと。 1 夜勤職員が常駐している等、昼夜の時間帯を通じて支援体制が整っている。 2 当該施設の監督庁に意見を聴取し、当該施設が法令を遵守していることが確認できる。 3 医療機関等の関係機関との協力体制が整っている。
--	--